

条件が悪い農地を借りると 奨励金がもらえます

担い手への規模拡大奨励金 (条件不利農地集積型)

【事業概要】

農地集積の推進、耕作放棄地の発生抑制につなげるため、以下の①から③のいずれかに該当する岡山市内の条件の悪い農地を新たに農地中間管理機構を通して3年以上借りて耕作される方に予算の範囲内において奨励金を交付します。

- ① 1筆が100㎡以上1,000㎡未満の農地を、1筆1,000㎡以上の農地に面的集積(※)した場合
- ② 1筆が100㎡以上1,000㎡未満の農地を面的集積し、合計が3,000㎡以上となる場合
- ③ 車両が農道等から直接入れない袋地となっている場合

※ 面的集積：2筆以上の農地が畦畔、農道、水路を挟んで接続し、同一の耕作者が一体的に利用すること。

【補助対象者】

耕作される方（貸主と同一世帯の者を除く）

【交付金額】

条件不利農地100㎡あたり3,000円

★詳しいお問い合わせ・お申し込みは、各区役所・支所にご連絡ください。

- | | | |
|------------------|---|--------------------|
| ●各区役所農林水産振興課 | } | (北区) ☎086-803-1661 |
| | | (中区) ☎086-901-1622 |
| | | (東区) ☎086-944-5039 |
| | | (南区) ☎086-902-3520 |
| ●各支所産業建設課 | } | (御津) ☎086-724-1114 |
| | | (建部) ☎086-722-1113 |
| | | (瀬戸) ☎086-952-1114 |
| | | (灘崎) ☎086-363-5203 |
| ●農林水産課（制度に関すること） | | ☎086-803-1343 |

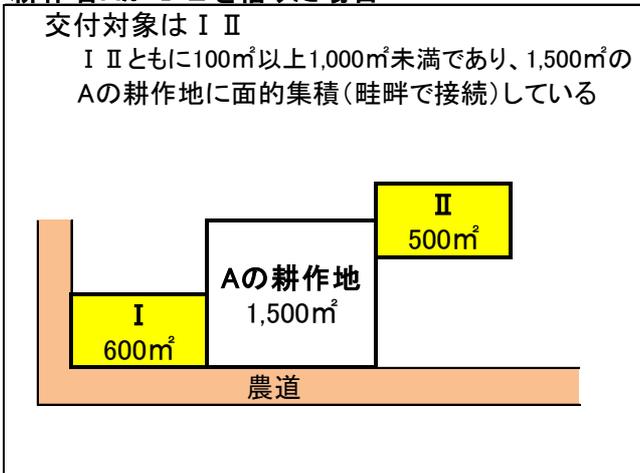
担い手への規模拡大奨励金（条件不利農地集積型） 交付対象となる参考例

1 1筆が100㎡以上1,000㎡未満の農地を、1筆1,000㎡以上の農地に 面的集積した場合

耕作者Aが I II を借りた場合

交付対象は I II

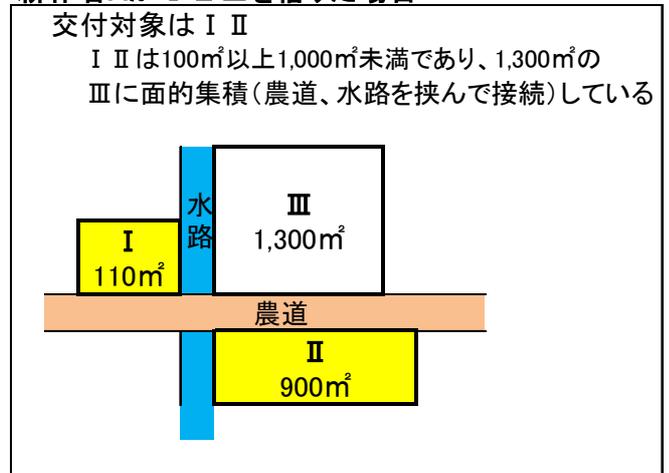
I IIともに100㎡以上1,000㎡未満であり、1,500㎡の
Aの耕作地に面的集積（畦畔で接続）している



耕作者Aが I II III を借りた場合

交付対象は I II

I IIは100㎡以上1,000㎡未満であり、1,300㎡の
IIIに面的集積（農道、水路を挟んで接続）している

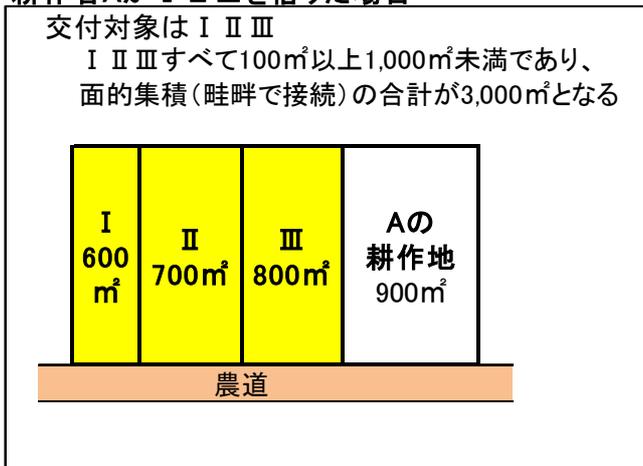


2 1筆が100㎡以上1,000㎡未満の農地を面的集積し、合計が3,000㎡以上 となる場合

耕作者Aが I II III を借りた場合

交付対象は I II III

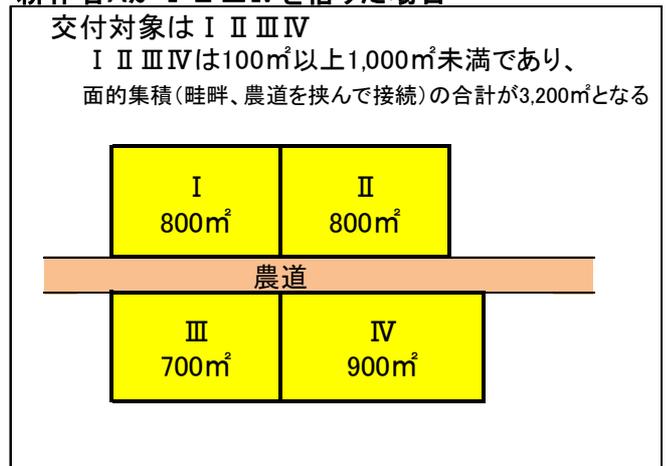
I II IIIすべて100㎡以上1,000㎡未満であり、
面的集積（畦畔で接続）の合計が3,000㎡となる



耕作者Aが I II III IV を借りた場合

交付対象は I II III IV

I II III IVは100㎡以上1,000㎡未満であり、
面的集積（畦畔、農道を挟んで接続）の合計が3,200㎡となる



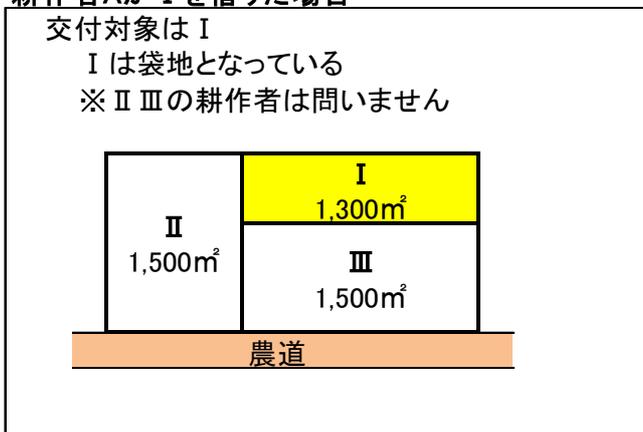
3 車両が農道等から直接入れない袋地となっている場合

耕作者Aが I を借りた場合

交付対象は I

Iは袋地となっている

※ II IIIの耕作者は問いません



※注意事項

以下の①、②の場合は、1つの農地として扱います。

①現況は畦畔で2枚に区切られているが、登記上は1筆の農地

②登記上は2筆だが、現況は畦畔がなく1枚で利用されている農地